

## 公益通報者保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北見エヌピーオーサポートセンター（以下「この法人」という。）及びこの法人が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づいて実施する民間公益活動促進業務における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルpline」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員・臨時雇・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

### (通報等の方法)

第3条 役職員は、次に定めるヘルplineの窓口（以下「ヘルpline窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

- (1) 「コンプライアンス」規程に定めるコンプライアンス委員会
- (2) 監事
- (3) 事務局
- (4) 外部機関

・窓口の名称：J A N P I A 資金分配団体等役職員専用ヘルpline

・通報先：janpia-bzhl@integrex.jp

2 実行団体等役職員は、各々の団体が設置するヘルpline窓口のほか、前項に規定するヘルpline窓口を利用できるものとする。

3 契約又はその他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

### (不利益処分等の禁止)

第4条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

### 第5条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

この規程は、理事会承認の日(2025年4月8日)から施行する。